⑷　法令等の適用日
　筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成29年４月１日（土曜日）現在において施行されているものとする。
5　試験場所
⑴　筆記試験
　受験申請書類を提出した法務局又は地方法務局が指定する場所
⑵　口述試験
　法務局及びその管内の地方法務局における筆記試験の合格者については、その法務局が指定する場所
　筆記試験免除申請者については、受験申請書類を提出した法務局が指定する場所
6　受験申請受付期間
　平成29年５月８日（月曜日）から同月19日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで。
　なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、平成29年５月19日までの消印があることを要する。
7　受験申請書類の提出先
　法務局民事行政部総務課又は地方法務局総務課
　筆記試験免除申請者については、法務局民事行政部総務課
8　受験手数料
　8,000円の額に相当する収入印紙を受験申請書に貼って納付すること。
9　受験申請書等の用紙の交付
　受験申請書その他の受験の申請に必要な書類の用紙は、平成29年４月３日（月曜日）から各法務局及び地方法務局において交付する。
　なお、郵送によって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（120円）を貼った角形２号の郵便封筒を同封すること。
10　筆記試験の結果の発表
　平成29年８月７日（月曜日）の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）において、試験問題、多肢択一式問題の正解及び基準点等を掲載する。
　筆記試験合格者については、平成29年９月27日（水曜日）の午後４時に、筆記試験の受験地を管轄する法務局又は地方法務局に掲示して行うほか、筆記試験合格者に対して筆記試験合格通知書を発送して行う。また、同日の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも筆記試験合格者の受験番号を掲載する。
11　最終合格者の発表
　平成29年11月１日（水曜日）の午後４時に、筆記試験の受験地を管轄する法務局又は地方法務局に掲示して行うほか、同日の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも最終合格者の受験番号を掲載する。また、平成29年11月17日（金曜日）の官報において、最終合格者の受験番号及び氏名を公告する。
　なお、最終合格者本人には、司法書士試験合格証書を交付する。
　おって、今回の筆記試験に合格した者については、その申請によって次回（平成30年度）の司法書士試験の筆記試験が免除される。

**平成 29 年度簡裁訴訟代理等能力認定考査に関する公告**

　司法書士法（昭和25年法律第197号）第３条第２項第２号及び司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第11条第１項の規定に基づき、平成29年度簡裁訴訟代理等能力認定考査を次のとおり行う。
　平成 29 年４月３日　　法務大臣　金田　勝年
1　受験資格
　司法書士法第３条第２項第１号に規定する研修の課程を修了した者
2　考査の期日
　平成29年６月４日（日曜日）午後１時から午後３時まで
3　考査の内容等
　事実認定の手法に関する能力、立証活動に関する能力、弁論及び尋問技術に関する能力、訴訟代理人としての倫理に関する能力その他簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を習得したかどうかについて、記述式により行う。
4　考査会場
　考査を受けようとする者が考査申請書類を提出した法務局が指定する場所で行う。
5　考査申請書類の提出等
⑴　考査を受けようとする者は、自己が入会している司法書士会（司法書士会に入会していない者にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された司法書士会）を通じて考査申請書類の交付を受け、平成29年４月14日（金曜日）までに考査申請書類を当該司法書士会に提出し、当該司法書士会においては、４月19日（水曜日）までに各考査申請書類を取りまとめた上、次の⑵の表に定められた法務局に提出すること。
　なお、住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域以外の地域で考査を受けようとする者は、上記にかかわらず、当該地域を管轄する法務局の管轄区域内に設立された司法書士会に考査申請書類を提出することにより、当該地域において考査を受けることができる。
　おって、考査申請書類を提出するに当たっては、考査申請書類に司法書士特別研修の修了証明書を添付するほか、考査受験票裏面に氏名、連絡先及び郵便番号を記載し、52円切手を貼ること。
⑵　次の表の①欄記載の司法書士会が考査申請書類を提出する法務局は、②欄記載の法務局とする。

| ① | ② |
|---|---|
| 東京司法書士会 | 東京法務局 |
| 神奈川県司法書士会 | |
| 埼玉司法書士会 | |
| 千葉司法書士会 | |
| 茨城司法書士会 | |
| 栃木県司法書士会 | |
| 群馬司法書士会 | |
| 静岡県司法書士会 | |
| 山梨県司法書士会 | |
| 長野県司法書士会 | |
| 新潟県司法書士会 | |
| 大阪司法書士会 | 大阪法務局 |
| 京都司法書士会 | |
| 兵庫県司法書士会 | |
| 奈良県司法書士会 | |
| 滋賀県司法書士会 | |
| 和歌山県司法書士会 | |
| 愛知県司法書士会 | 名古屋法務局 |
| 三重県司法書士会 | |
| 岐阜県司法書士会 | |
| 福井県司法書士会 | |
| 石川県司法書士会 | |
| 富山県司法書士会 | |
| 広島司法書士会 | 広島法務局 |
| 山口県司法書士会 | |
| 岡山県司法書士会 | |
| 鳥取県司法書士会 | |
| 島根県司法書士会 | |
| 福岡県司法書士会 | 福岡法務局 |
| 佐賀県司法書士会 | |
| 長崎県司法書士会 | |
| 大分県司法書士会 | |
| 熊本県司法書士会 | |
| 鹿児島県司法書士会 | |
| 宮崎県司法書士会 | |
| 沖縄県司法書士会 | |
| 宮城県司法書士会 | 仙台法務局 |
| 福島県司法書士会 | |
| 山形県司法書士会 | |
| 岩手県司法書士会 | |
| 秋田県司法書士会 | |
| 青森県司法書士会 | |